

子育てのための施設等利用給付認定（新規） 申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 新潟市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 新潟市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第2条の決定に必要な範囲内で申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、新潟市が課税状況を確認したり、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めたりすることがあります。また、当該決定に関する情報を補足給付を行う際に必要な範囲で在園施設に提供し、施設が当該補助金を代理受領することがあります。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚園部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業等(※1)は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業等とは、当該幼稚園等が実施する教育課程時間の前後に預かりを行う事業のほか、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が1日8時間未満、または②長期休暇中、休日含む年間開所日数が200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を含みます。

				認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
（代表申請者）	フリガナ		申請子どもとの続柄	現住所	〒 —		
	氏名	印		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 —		
	※ 自署の場合は印は不要です。						
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	年 月 日	
①	父携帯・父勤務先・自宅・その他（ ）	②	父携帯・父勤務先・自宅・その他（ ）				
子ども申請	フリガナ		現住所		〒 —		
	氏名		※申請者と異なる場合のみ記載				
			生年月日		年 月 日		

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 — 市
施設名		利用開始（予定）予定日	年 月 日

同居者を全員記入して下さい。

（生計の申請子どもの番号に○を付けて下さい）		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	1			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	2			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	3			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	4			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	5			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	6			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有
	7			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		☐ 有

※新潟市の保育行政では、同一家屋に居住している場合を同一世帯として取り扱います。住民票上、世帯分離をしていても同一家屋に居住する場合は、同居として記入してください。但し、二世帯住宅及び光熱費等が別であることが確認できる書類が提出された場合は、別世帯として取り扱うことができます。また、父（母）が単身赴任の場合は、同居世帯員として記入してください。

施設受取日

R4.4.1改正
ver2